

指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業重要事項説明書

1 事業の目的

デイサービスさくら茶房は、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業による介護予防・生活支援サービスにより、地域で暮らす高齢者が、可能な限り、居宅においてその方の能力に応じた自立した生活が送れるよう、必要な日常生活上のお世話や機能訓練等を提供する。

2 デイサービスさくら茶房の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名 称	デイサービス さくら茶房
所在地	江戸川区北小岩 8 丁目 21 番地 6 仙寿庵 1 階
介護保険指定番号	指定通所介護、介護予防・日常生活支援総合事業 (東京都指定事業所番号 1372305266)
サービスを提供する対象地域 *	(江戸川区) 小岩地区、上一色、本一色 (葛飾区) 柴又、金町、高砂、鎌倉、細田、奥戸、 青砥 1・2・6 丁目、新宿 1・3 丁目

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同施設の職員体制

	実配置状況			指定基準
	常勤 (非常勤)*	資格者の内訳	計	
管理者	1 名 (0)	社会福祉主事、福祉用具専門相談員	1 名	1 名
生活相談員	2 名 (0)②	介護福祉士 (1)、社会福祉主事(1)	2 名	1 名
機能訓練指導員	0 名 (0)	看護師が兼務(0)	0 名	0 名
看護職員	0 名 (2)	看護師(2)	2 名	1 名
介護職員	4 名 (2)①	介護福祉士(5)、ヘルパー-2 級及び初任者研修修了者(2)	6 名	3 名

* ○内数字は兼務職員数

(3) 同施設の設備の概要

定 員	25 名	静養室	1 室 2 床
食堂兼機能訓練室	1 室(83.13 ㎡)	相談室	1 室
浴 室	一般浴槽(2)・特別浴槽(1)	送迎車	3 台(車いす仕様)

(4) 営業時間

月～土曜	午前 8：30～午後 17：30 (祝・祭日は営業) 但し、サービス提供時間は 9：50～16：00
日曜	定休日 (12/30 ～ 1/3 まで休業)

緊急連絡電話 **03-6458-9123**

3 サービス内容

☆共通的服务〔指定通所介護／江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業〕

①食事の介助（ただし、食事の提供に係る費用は別途お支払いいただきます。）

食事の準備、介助を行います。当施設では、栄養及びご利用者の身体の状態並びに嗜好を考慮した手作りの食事を提供します。ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12:00～13:00

②排泄

ご利用者の排泄の介助を行います。

③送迎サービス

ご利用者の希望により、ご自宅と施設間の送迎サービスを行います。ただし、通常の事業実施地域外からのご利用の場合は、交通費実費をご負担いただきます。

（通常実施地域外の路程 1km に当たり 20 円）

☆加算対象サービス

以下のサービスは、介護報酬の加算対象となっています。ご利用の際には、加算額の 1 割を追加料金としてご負担いただきます。

〔指定通所介護〕

① 入浴介助加算Ⅰ(40 単位)

入浴又は清拭を行います。ヒバの浴槽にて、お一人ずつ入浴していただけます。また、立位及び座位困難な方でも特別浴槽(チェアバス)を使用して安全に入浴することができます。

〔江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業〕

①生活機能向上グループ活動加算(100 単位)

ご利用者の心身の状態、希望及びそのおかれている環境を踏まえて作成された計画に基づき、集団的にレクリエーション、創作活動を行います。

〔指定通所介護／江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業〕

若年性認知症利用者受入加算(指定通所介護 60 単位、指定介護予防通所介護 240 単位)

若年性認知症（40 歳以上 65 歳未満）のご利用者に対するサービスとして作業的なアクティビティ、スポーツ、創作的活動等、若年者のニーズを踏まえたプログラムを提供します。

4 料金

(1)基本料金〔通常規模型指定通所介護費〕

① 6 時間以上 7 時間未満

要介護区分	1 日あたりの利用単位	1 日あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額(1 割)	介護保険適用時の自己負担額(2 割)	介護保険適用時の自己負担額(3 割)
要介護度 1	584 単位	6,355 円	636 円	1,272 円	1,908 円
要介護度 2	689 単位	7,510 円	751 円	1,502 円	2,253 円
要介護度 3	796 単位	8,676 円	868 円	1,736 円	2,604 円
要介護度 4	901 単位	9,821 円	982 円	1,964 円	2,946 円
要介護度 5	1,008 単位	10,987 円	1,099 円	2,198 円	3,297 円

② 2 時間以上 3 時間未満(午前もしくは午後／入浴のみ)

要介護区分	1 日あたりの利用単位	1 日あたりの利用料金	介護保険適用時の自己負担額(1 割)	介護保険適用時の自己負担額(2 割)	介護保険適用時の自己負担額(3 割)
要介護度 1	272 単位	2,965 円	297 円	594 円	891 円
要介護度 2	311 単位	3,390 円	339 円	678 円	1,017 円
要介護度 3	351 単位	3,826 円	383 円	766 円	1,149 円
要介護度 4	392 単位	4,273 円	427 円	854 円	1,281 円
要介護度 5	432 単位	4,709 円	471 円	942 円	1,413 円

③入浴費

・436 円(40 単位) ただし、介護保険適用時の自己負担額は 44 円(1 割)です。

④介護職員処遇改善加算Ⅱ(令和 8 年 6 月から) 月額総報酬の 11.8%の 1 割負担

(2)基本料金〔江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業〕

利用料	区分		単位	金額	利用者負担 1 割	利用者負担 2 割	利用者負担 3 割	
	要支援 1	月に 4 回以上	1,798	19,598 円	1,960 円	3,920 円	5,880 円	1 月毎
	要支援 2	月に 8 回以上	3,621	39,469 円	3,947 円	7,894 円	11,841 円	1 月毎
	要支援 1	月に 3 回まで	450	4,905 円	491 円	982 円	1,473 円	1 回毎
	要支援 2	月に 7 回まで	453	4,938 円	494 円	988 円	1,482 円	1 回毎

(3)実費負担分

①食 費 (全額自己負担)

昼食 700 円 お茶代 120 円 おやつ代 150 円 **(1 日合計 970 円)**

② その他

上記の他、バスタオル・フェイスタオル代(150 円)、おむつ代(100 円)、
レクリエーション代にかかる費用等は自己負担となります。

(4) キャンセル料

利用者のご都合等でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前日までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の当日にご本人様都合でお休みの場合	昼食・おやつ代 850 円

(5) 支払方法

毎月 15 日までに前月分の請求をいたしますので、**当月 27 日まで**にお支払いください。

お支払い確認後に、領収証を発行します。 ***お支払は口座振替(自動引落し)です。**

5 サービスの利用方法

(1)サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談
ください。お申し込み後、当施設職員がお伺いいたします。

通所介護計画及び介護予防通所介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を
開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービス終了希望日の 1 週間前までにお申し出ください。

②当施設の都合でサービスを終了する場合

当施設の破産、人員不足等やむをえない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 か月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合には、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護区分が非該当(自立)と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④その他

- ・当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反する場合、ご利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、ご利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス料金の支払いを 3 か月以上遅延し、料金を支払うように催告したにもかかわらず、20 日以内に支払わない場合、ご利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、ご利用者が入院もしくは病気等により、3 か月以上にわたってサービスが利用できない状態にあることが明らかになった場合、又はご利用者やご家族などが当施設のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただきます。

6 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為位に次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。 責任者：管理者 千田 亮二
- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に足して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 緊急性 直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- ② 非代替性 身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- ③ 一時性 利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

8 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。
- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。(年 2 回予定)
- ④

9 サービス内容に関する苦情

(1) 施設の相談・苦情窓口

当施設の通所介護に関するご相談・苦情について承ります。

施設長までお申し出下さい。

相談・苦情担当者： 千田 亮二

管理者： 千田 亮二

連絡先 〒133-0051 江戸川区北小岩 8 丁目 21 番地 6 仙寿庵 1 階

電 話 03 (6458) 9123 FAX 03 (6458) 9125

E-Mail sakurasabou@chorus.ocn.ne.jp

(2)行政機関その他苦情受付機関

江戸川区役所	所在地〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目4番1
担当：江戸川区介護保険課介護相談室	電話番号 03-5662-0061

東京都国民健康保険団体連合会	所在地〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-5-1
担当：介護福祉部介護相談指導課 介護相談窓口担当	東京区政会館11階 電話番号 03-6238-0177

~~~~~

◀ 契約をする際の確認事項 ▶

令和 8 年 6 月 10 日

指定通所介護及び江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業のサービス提供開始にあたり、ご利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要事項を説明しました。

(事業所) デイサービス さくら茶房  
説明者 氏名 千田 亮二 印

私は、利用契約書および本書面により、事業者から指定通所介護及び江戸川区介護  
予防・日常生活支援総合事業についての重要事項の説明を受けました。

利用者

氏名

印

(家族代表者または代理人 氏名

続柄

印 )

デイサービス さくら茶房

令和 8 年 6 月 1 日改訂